書

中国における遺棄化学兵器処理事業に関わっている民間企業と政府の関係等に関する質問主意

出者 鈴木宗男

提

中国における遺棄化学兵器処理事業に関わっている民間企業と政府の関係等に関する質問主意

書

政府答弁書」 (内閣衆質一六九第四四六号) を踏まえ、 以下質問する。

化学兵器の開発、 生産、 貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(平成九年条約第三号)に基づ

業 という。)について、 本年五月十七日付の新聞によると、 「処理事業」をめぐり、二〇〇四年にPC

旧日本軍が中国で遺棄したとされる化学兵器の処理事業

。 以 下、

「処理事

き、

現在政府が行っている、

Iと内閣府とで結ばれた契約に、 「プラント建設費の五%」等、 PCI側に莫大な利益を保証する条項が

入っていたことが明らかになった旨報じられており、 なぜ内閣 府がPCIと右の様なPCIを優遇する内

容の契約を結んだのかと問うたところ、 「政府答弁書」 では、 「中国吉林省ハルバ嶺における処理 事業

中国において長期間埋設された大量の遺棄化学兵器を処理するも

(以下「ハルバ嶺事業」という。)は、

のであり、 知見及び技術を新たに蓄積しながら進めていくという特殊性を有するため、 ハルバ嶺事業特有

の民間企業では負いきれない膨大なリスクが存在するなど民間企業が業務委託契約を締結するには未知の

困難な要素が多く存在すると考えられていた。このような状況の下、 平成十六年三月、 ハルバ嶺事業を機

会社 がなされているが、右答弁にある、 的に処理する管理会社の設立を依頼することなどについて確認を取り交わしたところである。 間で契約を締結したことはないが、 構が受託するに当たり、 。 以 下、 「管理会社」という。)の設立等をめぐり取り交わされた確認とは具体的にどの様な内容 内閣府と御指摘の株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナルとの 内閣府がPCIGに依頼した、「処理事業」を一体的に処理する管理 内閣府とPCIGとの間で、 内閣府がPCIGにハルバ嶺事業を 」との答弁 体

「管理会社 管理会社」 とはどの会社を指しているのか。 に内閣府並びに外務省より天下っている者はいるか。 またそれはいつ設立されたか。

三

か、

詳細に説明されたい。

匹 管理会社 は現在 「処理事業」にどの様な関与をしているか。

五 費の五%」等、 一の新聞報道が指摘している様に、 PCI側に莫大な利益を保証する内容の契約が交わされたというのは事実か。 「処理事業」をめぐり、 内閣府とPCIとの間で、 「プラント建設 「政府答弁

では明確な答弁がなされていないところ、 再度質問する。

六 PCIには二〇〇二年、 国後島のディーゼル発電施設をめぐる偽計業務妨害事件に関連し、 本社等が東

こに送金して裏金をつくるしくみを考案したと本年六月五日の新聞は報じているが、 京地検特捜部の捜索を受けたと承知する。またPCIは、そのことを契機に、香港に代理店を設立し、そ 政府は右のPCIに

よる裏金づくりをいつ承知したか。

七 二〇〇二年の東京地検特捜部による捜索や六の裏金づくりはじめ、PCIの数々の不祥事を見る時、そ

もそもPCIは「処理事業」の請負先としてふさわしかったのか。政府、

特に内閣府がPCIと「処理事

業」について五で指摘した様な契約を結び、優遇してきたことは適切だったのか。 政府の見解如何。

右質問する。